

石川県有施設への広告掲載に係る仕様書

施設名	掲載箇所
小松警察署	1階 ロビー

【共通事項】

- ・ 広告物の掲載及び撤去に係る費用は、広告取扱事業者の負担とする。

「小松警察署」の広告掲載仕様書

1 媒体の概要

施設の名称	小松警察署
利用目的	地域住民の生活に密着した警察事務を執行するための拠点
所在地	小松市上小松町乙 163 番地 1
開館日、時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）
利用者数	（R5実績）約 15,000 人
主な利用者	運転免許更新（者）、道路使用許可、自動車保管場所証明、事件事故に伴う各種届出、警察安全相談
備考	

2 広告掲載期間、方法及び設置箇所（別紙参照）

広告掲載期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
広告掲載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告取扱事業者がデジタルサイネージ（モニター付広告掲示板）を設置し、当該デジタルサイネージに広告（以下、当該広告）を掲載 ・ デジタルサイネージは、当該広告とは別に、県の広告（行政情報等）のみを表示するモニターを設置すること。なお、両広告の掲載は同時に行えるものとする。
設置箇所 （使用許可範囲）	1階 ロビー ① 縦 140cm×横 100cm×奥行き 20cm 以内 計 2 枚 〃 ② 縦 60cm×横 100cm×奥行き 20cm 以内 計 1 枚

3 広告取扱事業者が設置する機器

共通事項	<p>〈機器の規格要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モニターの位置は、床から 300cm 以下とし、かつ、床への垂直投影面積が使用許可範囲を超えないこと。 ・ 電材ボックス等を別に設置する必要がある場合は、設置場所を協議の上決定し、行政財産使用許可を受けること。 ・ 県の広告用のモニターは、42 インチ以上とすること。 ・ 動画及び静止画表示機能を有するものであること。 ・ 時間帯に応じて必要な情報を表示可能なタイムスケジュール機能を有すること。 ・ 庁舎施設に負担の少ない方法で固定できること。また、災害時の避難誘導や施設の業務上やむを得ない場合等には移動できること。 ・ デザインは、機器を設置する施設の周辺環境及び利用者に配慮したものにする。 ・ 電気を使用する場合、あらかじめ機器の設置が施設の業務用機器や照明等に影響を与えないよう、設置前に施設の電源設備について調査の上、機器毎に必要な電源設備の敷設等を実施すること。 ・ 電源の ON/OFF は、機器の自動制御により行うこととし、電源を ON にする広告時間帯は、開館日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。また、電気料金は広告取扱事業者の負担とする。 ・ 省エネ・環境に配慮する機器を使用すること。 <p>〈運用・保守〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器は、常に正常な状態で使用できるように広告取扱事業者の責任において維持管理を行うこと。 ・ 施設職員から運用・保守に関する助言・指導を受けた場合は、広告取扱事業者の経費負担により、速やかに従うこと。 ・ 機器の盗難、毀損、転倒、機器の障害、電源設備の異常等、機器に関するトラブルが発生した場合は、その発生理由にかかわらず、広告取扱事業者の
------	--

	<p>負担により迅速に対応すること。この際、県の責任によることが明らかな場合を除き、広告取扱事業者が一切の責任を負うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の設置により、施設の業務、施設又は来庁者等の第三者に損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任と負担により、速やかに補償等の措置を行うこと。 <p>〈安全対策等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震等の際の転倒等防止策を講じること。 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の設置、搬出入、電源設備の敷設等に関する一切の費用は広告取扱事業者の負担とする。 機器の設置、設定等の作業場所は小松警察署会計課等において提供するが、作業時間は原則、月曜日から金曜日（祝日、休日は除く。）の午前9時～午後5時までとし、施設の業務に支障を与えることのないよう配慮すること。 搬出入及び設定作業については、小松警察署会計課等の担当者と事前に調整すること。 契約期間終了時は、広告取扱事業者の負担により、設置機器の撤去及び機器撤去後の床等の補修を確実にすること。
<p>広告内容</p>	<p>デジタルサイネージに掲載する広告は、当該広告事業及び県の広告に限るものとし、以下のとおりとする。</p> <p>〈共通事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 動画及び静止面のどちらでも可とする。 音が出る広告も可とする。（ただし、施設の利用状況に応じて消音等を行う場合がある。） <p>〈当該広告〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 掲載内容に関する制限事項あり。 （石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）） 広告内容については、社会通念上不適切なものは避けること。 <p>〈県の広告〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設情報及び行政情報等とし、行政運営上の理由で情報の追加・変更が必要な場合は、適宜、情報更新を行うこと（ただし、1か月あたり6回を限度とする）。 原則として、広告取扱事業者が作成及び掲載し、その費用は広告取扱事業者が負担すること。また、施設の職員においても、モニターの表示内容を作成・編集できるよう、必要な機材等を施設内の指定場所へ設置すること。

4 注意事項等

<p>契約後の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 掲載開始日から起算して10日前までに、広告原稿をEメールで県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広告取扱事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。 本仕様書に明記されていない事項及び記載されていない事項については、双方協議の上、決定する。

◆ 連絡先

所属 石川県警察本部会計課

所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 警察本部庁舎 4階

連絡先 電話番号 076-225-0110 / FAX 076-225-0225

電子メール e711300@pref.ishikawa.lg.jp

「小松警察署」への広告掲載箇所

1 広告掲載箇所の写真



2 広告掲載箇所の平面図

